

神戸空港保安対策事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 18 日 港湾局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸空港における航空機に対する不法妨害行為の防止を図り、航空輸送の安全確保と空港の秩序の維持を目的として、航空会社が実施する不法妨害行為の防止対策事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空会社 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を行う者をいう。
- (2) 保安検査業務 「国家民間航空保安プログラム（平成 16 年 12 月 27 日付け、国空総第 1172 号国土交通省航空局長通達）」第 6 章 1. 旅客及び機内持ち込み手荷物に定める保安検査、2. (3) 預入手荷物の保安検査に定める保安検査及び 4. 空港関係者検査及び非旅客等に定める保安検査の業務をいう。
- (3) 地上作業監視業務 「地上作業監視業務に関する指針（平成 16 年 12 月 27 日付け、国空総第 1178 号国土交通省航空局監理部総務課長通達）」に定める地上作業監視業務をいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業等の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 航空機の出到着に係る第 2 ターミナルビル等の施設使用の許可を受けた者
- (2) 神戸空港条例（平成 17 年 4 月 1 日付け、条例第 1 号）第 5 条に規定する空港の施設使用の届出を行った者
- (3) 第 2 ターミナルビル等において不法妨害行為の防止対策事業（前条に定める保安検査業務及び地上作業監視業務という。以下、同じ。）を行う者

(対象経費)

第 4 条 補助事業等の対象となる経費は、第 2 ターミナルビル等において不法妨害行為の防止対策事業を実施するにあたり要する経費とする。ただし、保安検査業務については、航空法第 2 条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業にかかる経費のみを対象とする。

2 補助事業等について、警備業者等に業務を委託する場合は、補助事業等にかかる委託料を対象経費とする。

(補助金等の額)

第 5 条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のうちいずれか低い方を限度とする。

- (1) 前条に掲げる対象経費の 2 分の 1
- (2) 別表に定める 1 人あたりの基準単価により算出した額の 2 分の 1

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施する前に市長に提出しなければならない。ただし、当該補助事業等の開始が 4 月である場合は、4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書

（交付の決定）

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業等の変更等）

第 8 条 補助事業者等は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 9 条 補助事業者等は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書（様式第 8 号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類（検査業務及び地上作業監視業務委託契約書の写し 等）

(3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書（様式第 9 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した金額が、交付決定額（第 8 条の規定により変更された場合にあっては、同条の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金等の請求）

第 11 条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに 市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

（補助金等の概算払及び精算）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項による交付決定後、補助事業者からの補助金概算払請求書（様式第 10 号）による請求を受けて、交付決定額の範囲内で、補助事業

者に対し、概算払で補助金を交付することができる。

2 市長は、第 10 条による補助金の交付額の確定をしたときに、前項の規定による概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、第 9 条第 1 項の報告受理後速やかに、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、港湾局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	1 人あたりの基準単価
保安検査業務	時間単価：4, 403 円／人
地上作業監視業務	

注 1) 時間数について、0.5 時間未満の場合は切り捨て、0.5 時間を超過する場合は 0.5 時間として基準単価に加えるものとする。

様式第 1 号

補 助 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

下記補助金等の交付について，申請します。

記

補助事業の名称	神戸空港保安対策事業		
目 的 及 び 内 容			
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補 助 金 等 の 額	円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書 ・ 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類		

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

様
神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	・ 本交付決定の内容について補助事業等の内容，経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは，補助金要綱第 8 条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。 ・ 補助金要綱第 9 条に基づく実績報告は，事業終了後速やかに市長に提出すること。 ・ 上記のほか，神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）及び神戸空港保安対策事業補助金交付要綱に従うこと。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次の
とおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業		
変 更 の 理 由			
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(	年 月 日)
	完了(予定)年月日	(	年 月 日)
補 助 金 等 の 額	(円) 円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書（変更後） ・ 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）		

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金等交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次の
とおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第 2 項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付 第 号）の表第 4 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

(公 印 省 略)
第 号
 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業		
補助事業等の期間	着手年月日	(年 月 日)	
	完了年月日	(年 月 日)	
補助金等の額	(円) 円		
添付書類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類 (検査業務及び地上作業監視業務委託契約書の写し 等)		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

(補助金・補助金概算払) 請求書

年 月 日

請 求 金 額	円
補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

・振込先口座

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状(様式第12号)を提出すること。

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸空港保安対策事業
補助金等の額	円
取消しの理由	

神戸市長 宛

住 所		
団 体 名		
代表者名		

記

住 所		
団 体 名		
代表者名		

神戸空港保安対策事業

金	円
---	---

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	１．普通 ２．当座 その他（ ）			
口 座 番 号				
口 座 名 義				